

体罰の発覚と学校の対処（2）

星野 豊

- 1 本稿の目的
- 2 体罰の定義と法律上の解釈
 - (1) 体罰禁止規定と「体罰」の定義
 - (2) いわゆる水戸五中事件における判断構造
 - (3) 体罰事件に対する論評と名誉毀損の成否
 - (4) 有形力行使の「体罰」該当性に関する最高裁判例（以上、55号）
- 3 体罰の発覚と学校の対処の合理性（以下、本号）
 - (1) 事実関係の確認
 - (2) 関係者及び第三者に対する説明
 - (3) 関係教員に対する処分
- 4 体罰に関する学校の責任の本質

3 体罰の発覚と学校の対処の合理性

学校内において体罰が行われているとの情報が取得された場合、学校が教育機関として、当該体罰への対処と解決を目指すべき立場にあることは言うまでもない。しかしながら、かかる対処においては、いくつかの局面で、学校としての機能の限界や、教育機関としての性格に実質的に反する部分が存在し、この部分からさらに別の問題が派生する恐れすらある。

以下では、このようなさらなる問題点が生じうる代表的な局面として、(1) 事実関係の確認、(2) 関係者及び第三者に対する説明、及び、(3) 関係教員に対する処分の3つを取りあげ、学校としての対処が合理的であるために払うべき注意の対象と、対処の失敗によってさらに派生しうる問題点とについて検討する。

（1）事実関係の確認

学校としての対処において、いずれの場合でも行われなければならないことは、当該体罰の有無及び態様を含めた、事実関係の確認である。これは、体罰があったことに基づいて学校が行う全ての対処の前提となると共に、当該情報の真偽に基づく別途の対処を学校として行う必要があるか否かを判定するためにも必須のものである¹³。従って、体罰が行われているとの情報を得たにもかかわらず、事実関係の確認をせずに放置しておくことは、対処を必要とすべき事態に対して必要な対処を行わなかったことに外ならず、学校が事態を「隠蔽」しようとした、との評価を受ける恐れすらあることに、十分注意しなければならない。

しかしながら、学校が事実関係を確認するに際しては、以下のような事情により、その機能に限界があることにも、同時に注意する必要がある。

すなわち、学校は警察等と異なり捜査機関でないから、関係者の意思に反して、事情聴取や身柄拘束、証拠採取等を行うことができない。学校が生徒ないし教職員、あるいは学校関係者でない第三者の行動等に対して、一定の規制をかける裁量を認められているのは、あくまで教育機関として、生徒に対する教育上必要な範囲に留まるものである。要するに、法律上の取扱としては、体罰問題が「法律上の問題」として捉えられている限り、学校には当該「法律上の問題」を解決するための何らかの権限が与えられているのではなく、当該法律上の問題の「当事者」ないし「関係者」の1人として、警察等の捜査機関に協力する法的ないし社会的義務があり、当該問題に対する裁判等の進行及び判断に服する必要があるという、極めて消極的な立場に置かれているに過ぎないわけである¹⁴。

13 これは、体罰があったとの情報自体が虚偽であった場合、当該情報を発信した者自体に対する法律上の対処及び教育上の対処が、別途必要となるためであることは言うまでもない。かつ、前項で検討したことからすれば、事実関係は同一であっても、法律上の判断として体罰と解釈されるか否か、仮に法律上体罰と解釈されない場合であったとしても、かかる行為が教育上適切であったか否かが、さらに検討の対象となるほか、法律上の対処に特化することを目的として捜査機関等に情報を提供して対処を依頼する場合においても、前提として学校が把握している事実関係を捜査機関等に伝達しなければならないため、いずれにせよ事実関係の確認は、学校が必ず行わなければならないものとなるわけである。

14 特に、国公立学校の場合、法律上の問題として事態の解決が行われる場合には、訴訟の当事者となるのは設置管理者としての国又は地方公共団体であって、個々の学校ないし教員ではないと解釈されているから、学校関係者はせいぜい証人として出頭するのみであり、学校の立場はさらに消極的なものに留まることとなる。このことが、「訴訟の場に直接関係者が出てこない」として、相手方との信頼関係がさらに悪化してしまう要因となる場合も生じないではなく、相手方により関係教員個人に対する刑事告訴が行われ、事態がさらに複雑化することも、珍しくないものと考えられる。

従って、体罰の有無を含む事実関係の確認において、学校が積極的に事実関係の確認を行い、あるいは社会的に事実関係の確認を求められるという状況は、正に、当該問題が「学校教育上の問題」であり、当該学校の教育を本来の状況に回復させるため、「教育機関」としての権限を適法適切に行使することが求められている、と解釈されるべきことになる。しかしながら、このような学校の「教育機関としての学校教育上の対処」においても、その過程で法律上の問題が発生する可能性を否定できないことが明らかである以上、結局、学校としては、「学校教育の実施主体としての教育機関」としての責任を、学校教育上求められると共に、「法律上の問題における当事者ないし関係者」としての責任を、法律上求められる可能性があるという、相当複雑な立場に置かれているわけであり、議論の錯綜や立場の混乱の恐れに対して、十分注意しなければならない。

以上のような学校の立場の複雑さは、体罰が行われているとの情報が取得された場合における、学校としての事実関係の確認において、合理的対処を困難とさせる要因となりかねない部分がある。

例えば、体罰を法律上の問題として捉える限り、当該体罰が事実として存在したかしなかったかは、当該問題との前提となるべき最も重要な事項であり、必ず確定させなければならないと共に、当該事実関係は、確認及び判断を行った者が、法律上適正に対処したことの証明を兼ねて、どこかの段階で必ず事実関係の詳細を公開することが求められる¹⁵。これに対して、体罰問題の解決を教育上の対処に限定して考えた場合には、最も適切な対処とは要するに、教育を受ける生徒の教育上最も教育的効果を挙げるのが期待できる対処に外ならないから、事実関係の確認は、当該教育効果を挙げるために必要最小限のものであれば足りる筈であり、また、事実関係の詳細を第三者に対して広く公開する必要があるか否かについても、そうすることが生徒に対する教育効果を挙げると期待できるか否かによって、異なってくることとなる。

また、事実関係の確認において、当該問題を「法律上の問題」として捉える限り、現在の日本で最も合理的かつ正義衡平に合致すると考えられている手法は、問題の局面をできる限り2当事者間の対立構造として置き換え、どちらの当事者とも利害

15 この場合、学校は、必ずしも把握した事実関係を公開する法律上の義務があるわけではないが、本文で述べた事情から、把握した事実を公開しないことによって、学校が組織的に体罰に加担していた、ないしは体罰を容認していた、あるいは、体罰に関する事実関係を隠蔽した、といった評価を受けないようにすることが、事実上必要となってくるわけである。

関係を有していない者に判断権限を与えると共に、事実関係について争いがある場合には、客観的な証拠の存否と、当事者以外の者による証言とによって個々の事実を認定し、なお不明な部分については当事者間に配分された立証責任によって、認定判断を行うべきこととするものである¹⁶。これに対して、教育上の対処における事実関係の確認に際して最も適切と考えられる手法は、要するに生徒に対して最も教育上の効果が生ずることを期待できる手法であるから、2当事者間の対立構造を創り出す必要は原則としてなく、当事者とある程度の社会関係を有する者の方が、当該状況を含む総合的な判断を適切に行うことが期待できる可能性があり、かつ、客観的な証拠や第三者の証言よりも、むしろ当事者間の意見交換と協議の結果としての信頼関係の形成に基づく和解的解決に重点が置かれることとなる。

さらに、当該問題を法律上の問題として捉える場合には、事実関係の確認を含めて、全ての対処における具体的行動は、原則として書面に文書として記録することによって、第三者からの検証を行うことが可能であるようにし、仮に当該対処について後に法律上の問題が別途生じた場合に対する証拠として機能させることを期待するのに対し、教育上の対処においては、同じく書面に文書として対処の過程を詳細に記録すること自体は同様に行われるものの、かかる記録を行う理由は、第三者による検証や、後における別事件の証拠として機能させるためではなく、むしろ、後に当該教育的対処に参加する別の関係者に対して、これまでの経緯を記録から理解し、これまで対処に参加してきた関係者と同一の知見及び認識を持って、その後の対処における協調行動をとることを可能とさせるために行われるものである。従って、同じく文書による詳細な記録とはいっても、当該記録のうちどの部分に「事実」としての信頼性があるか否か、あるいは、「事実」と「意見」とをどの程度厳格に区別して記録するかという点について、両者の対処において取扱が大きく異なることは、容易に予測できることである¹⁷。

16 ここでいう証拠による事実認定と、立証責任の配分については、民事事件と刑事事件とで若干異なっているが、抽象的な原則論は両者で共通しているものと考えて差し支えない。

17 法律上の対処を前提とする限り、事実と意見の部分は明確に書き分けることが原則であって、事実についてはさらに、争いのある事実と争いのない事実とを書き分けることが必要となるほか、意見については誰がどのような事実を前提として述べた意見であるかを明記しておく必要がある。これに対して、教育上の対処を前面に出す場合には、全体として当該事案に対してどのような立場を以て臨むかという意見の部分が事実上記録の中心部分となり、事実は当該意見を述べるために必要最小限の記述をすれば足りることとなる。また、争いのある事実は敢えて確定させず、仮定の実事として意見を述べることも、状況に応じて適切である場合も生ずるのであろう。

なお、以上いずれの局面に関しても、学校の教育的対処それ自体について、法律上の問題の有無を争う余地は常に残されているから、学校の対処が教育的対処であることのみを理由として、法律上の問題として捉えた場合における学校の裁量ないし免責が、学校の意図どおりに認められるとは限らない。また、個々の教員による個々の体罰の問題と比べて、体罰を含む学校内で発生した問題全般に対する学校としての対処の適法性ないし適切性の問題は、学校全体の管理運営に関わる、社会全体からの注目をより集めうるものである以上、学校としての対処自体について法律上の問題が生じてしまうと、当初問題とされた個々の事件それ自体の解決が曖昧となる事態すら生じかねない¹⁸。

そうすると、具体的な事件が発生した場合における具体的な学校としての対処には、教育機関として教育的対処を原則として考えることを前提とした場合でも、学校としては、自己の教育的対処が別途法律上の問題として取り上げられる恐れがあることを念頭に置きつつ、仮に当該問題が法律上の問題として捉えられた場合であっても、教育機関としての学校の裁量の範囲内であると関係者及び第三者に対して説明できる準備を調べておくことが必要であることとなる。なお、この際、事実関係の確認がどのような目的に基づいて行われるものであるのか、すなわち、当該事案に対する法律上の対処の前提としてであるのか、当該事案に関連ないし並行している他の事案の有無の調査のためであるのか、あるいは、当該事案に対する関係者ないし第三者としての意見を求め、当該事案の和解的解決に資するためであるのかによって、どのような事実をどのような範囲でどのような者に対してどのような手法により確認すべきかが、当然変わってくるであろう¹⁹。

18 社会全体の関心が、個々の体罰事案の解決から、学校における体罰の取扱一般についての問題に移行し、さらに、学校の監督する法律上の体制のあり方について派生していった場合には、当初問題とされていた個々の体罰事案の当事者に対して、ほとんど何も配慮が行われなくなる可能性すら生じてくる。しかしながら、法律上の対処を前提とする限り、現在の日本の法制度の下では、具体的な事件について当事者が提訴することが訴訟遂行の大前提となっているから、当事者が和解的解決を内心で望んでいる場合でも、法律上の判断を裁判所から引き出すために訴訟活動を継続することを事実上周囲から要請されるという、当事者の意思を中心とした問題の解決からは程遠い現象も、時として見受けられるようである。

19 この点につき、学校によってしばしば採用される手法は、全校生徒及び保護者に対する「アンケート調査」であるが、これにより把握することができる情報の解釈については、かなり慎重な検討が必要である。すなわち、真実の発見という観点からすれば、具体的な事件が生じたことが当該事件の当事者以外に知られておらず、かつ、相互に情報の流通が行われないという前提がない限り、アンケート調査により得られた回答が、真実を反映しているとする保障は、少なくとも法律上は全く担保されないからである。従って、学校が行

ただ、いずれにせよ、学校としての対処に「合理性」があるか否かの判断は、多くの場合、学校関係者のみならず、第三者を含めた広範囲の者に対して、学校が自己の対処の目的と手法とをどのように「説明」し、その説明を関係者及び第三者が受容するか否かに、事実上かかってくることとなる。従って、次に検討の対象とすべきことは、体罰を含む事態の発生とその対処について、学校が関係者及び第三者に対する「説明」を行う場合における、法律上の対処と教育的対処との異同についてである。

（２）関係者及び第三者に対する説明

体罰が行われたとの情報を得た学校が、事実関係を確認する過程、あるいは確認した後に、関係者及び第三者に対して、発生したと考えられる事実関係及び学校としての対処に関する説明を行う場合、考慮すべき問題点は２つある。１つは、学校の行った説明が、説明を受けた関係者及び第三者にどのように受けとめられるかである。すなわち、同じ内容の説明であっても、説明を受けた者によって受けとめ方にかなりの差が生ずる可能性が高いため、同様ないし類似した状況に置かれた者ごとに個別に説明を行うか、あるいは関係者及び第三者を一堂に会させて一括して説明を行うかをはじめ、学校として慎重に判断すべき事項である。もう１つは、学校が行った説明が、説明を受けた関係者及び第三者によって、どのように情報として再度発信されるかである。この点については、報道機関による報道を念頭に置いて伝統的に対処が検討されてきた経緯があるが、近年においては、通信技術の発展により、個人が自己の判断で個別に情報発信を行うことが可能となっていることから、不用意な説明や誤解を与えかねない説明によって、説明を受けた者から情報が再度発信され、さらなる問題を生じさせる恐れがあることにも、十分注意する必要がある。

まず、第１の問題に関して、学校の行った説明が、説明を受ける者によって異なる認識と意見を以て受けとめられることそれ自体は、この世の全ての現象に対して

うアンケート調査については、教育的対処としての関係者による意見交換の契機として位置づけ、今後の対応に関する自由記述の部分を重点的に検討対象とすべきであり、事実関係の把握ないし解明のためにアンケート調査結果を利用し、特に選択式回答の分布を基に何らかの結論に達しようとすることは、当該問題の解決にとってほとんど意味がないばかりでなく、むしろ、多数派による少数派に対する圧力的意見の表明を、学校が事実上側面から支援する結果となりかねないことに、十分注意しなければならない。

人により考え方が異なりうる以上、やむを得ないことと考えられる。従って、学校としては、個々の者から当該個人の意見に基づく批判が生じうることは受忍すべきであると言わなければならないし、逆に言えば、関係者及び第三者のうち圧倒的多数の者から受容される説明を行うことができた場合には、学校としての説明には特段問題がなかったと行うことができると考えられる²⁰。従って、体罰に関する説明から派生しうるさらなる問題を、法律上の問題として捉えるのであれば、学校としては、できる限り同一の説明を、どのような者に対しても行うことが一般論としては望ましく、また、同一の説明を行っていることを関係者及び第三者に対して示すという観点からすれば、関係者及び第三者を一室に会させ、一括して同一の説明を行い、必要があればその場で質疑応答や意見交換も併せて行うことが、最も合理的ということになる。

しかしながら、この手法は、学校の説明内容が同一であることを関係者及び第三者に対して明らかに示すという点では効果的であるが、関係者以外の第三者までが学校からの説明を受けるために一同に会することによって、関係者及び第三者相互間で、誰が説明会場に参集していたか、あるいは誰が参集していなかったか等を典型とする、別種の情報を関係者及び第三者に各々与えてしまうこととなる。そうすると、学校としての説明が関係者及び第三者を含めて一括して行われるという手法の採用それ自体が、学校としての1つの「対処」であるとの解釈が生じ、そこからさらに、当該説明会場に参集したかしなかったかは、場合により、当該「対処」に対する出席者ないし欠席者による1種の「意見」の表明である、との解釈が派生する可能性が生じてくる。

もっとも、この点に対してあくまで法律上の問題として対処しようとするならば、現在では比較的簡単な方法があり、すなわち、書面の配布ないしインターネット上の公表を通じて、学校としての説明を関係者及び第三者が個々の的に閲覧することが可能な状態を作出し、学校からの説明を誰が具体的に認識したかを各人におい

20 もとより、この点は、前述したアンケート結果の公表と同じく、多数派の意見が少数派の意見を圧迫する効果を事実上連動させるものであるほか、当事者自身の意見を全体の中の1人の意見として埋没させる効果をも併せ有するものであるから、果たして学校の行った説明が「受容」されたと言えるか否かは、慎重に判断しなければならない。また、説明の場において明示に質疑や批判がなかったとしても、後に疑問や批判を個人が第三者に対して情報発信することはありうるわけであるから、学校の説明に対して圧倒的多数の来場者が特段質疑や異議を述べなかったことを、過度に重視することもできないものと言わなければならない。

て事実上判断できない状況の下で²¹、「同一の説明」を行うことである。ところが、この手法では、「人が人に対して直接話す」ことによる説明を事実上行わないことになるため、学校教育として伝統的に行われてきた「人と人との対話による信頼関係の形成」という観点が放棄されたと受けとめられる可能性があるほか、関係者及び第三者を含めた多数の者における「意見交換」が行われることも事実上期待できないことから²²、学校の説明に対する疑問や不満が各人において未解決のまま蓄積していく結果、学校と関係者ないし第三者との間における信頼関係の形成に対する、潜在的な支障を生じさせる原因となりかねない側面があることに注意しなければならない。

以上に対して、学校の教育機関としての教育的対処を前提とするならば、説明の受けとめ方が個人の置かれた状況や個人の資質により差があることは当然である以上、説明を受ける個々の者にとって最も望ましい説明内容及び説明手法が個別的にとられることが理想となることは言うまでもない。従って、発生した事態を円満に解決するために合理的であると考えられるのは、まず、関係者に対してできる限り個別に説明を行い、当該各説明に対し各関係者が受容したことを承け、順次第三者に対し、必要最小限の説明を行っていくという手法である²³。しかしながら、この手法は、説明を受ける者が誰かによって説明の内容や手法を変化させることを前提とするものである以上、全体として説明内容を比較検討した場合、学校の対処や説

21 現在の技術水準からすれば、誰がどのような情報をどこから発信ないし受信したかは、全て判明する筈であるが、本文では、一般的なインターネット利用者には、その技術が必ずしも普及していないことを前提として議論している。従って、当該技術を有する者が、結果として得られた情報を一般的に公開した場合における情報の取得はもちろん別論であり、この点について将来別途検討する必要があることは否定できない。

22 書面による「意見交換」は、事実上意見表明者の一方的意見が時間差で双方向に往来しているに過ぎず、ただ、口頭での意見表明と異なり、意見の表明に際して各意見表明者において言辞を選択する時間的余裕が比較的存在のために、穏当な議論が辛うじて成立する可能性が担保されているものである。また、書面の交換は、書面の受領者が書面に書かれている意見を読了していることを擬制するのではない限り、当該意見を読むか否か自体書面の受領者に任せられており、公開の場での口頭の議論と異なって、相手方の議論を考慮しない意見の表明に対する第三者からの抑制や非難が適宜加味されるわけではないから、複数の一方的意見が錯綜して收拾がつかなくなる恐れも、多分に生ずるものと考えて差し支えない。

23 もとより、この第三者に対する説明においては、各当事者がこの説明をそれぞれ受容し、問題の和解的解決を望んでいること自体も付加されることとなり、当事者のかかる意向を実質的な理由として、事実関係の詳細を説明することをしない対処も行われる可能性が高くなると考えることができる。

明に矛盾が生じる恐れがないとは言えない²⁴。このことは、説明を受けた個々の者と個々の説明を行った学校との間の個々の信頼関係を形成することが仮に可能であったとしても、説明を受けた者が他の者と説明内容について情報を交換し、あるいは第三者に対して再度情報として発信した場合、別の法律上の問題を生じさせ、結果として学校の説明に対する信頼性を根底から覆してしまう危険性が極めて高いことが明らかである。このような事態を防止するためには、各関係者に対する説明において、説明内容を他人に伝えないよう申し入れる以外に方法がないが、このような学校による申入を関係者が守ることの保障は定かでなく²⁵、また、このような申入は、法律上の問題に対して裁判により争う権利を抑制することにつながりかねない側面があることが否定できないため、特に第三者から観察した場合、学校に対する信頼をさらに失わせる恐れが高いことにも、併せて注意が必要である。

次に、第2の問題である、学校の行った説明が関係者や第三者によって再度発信されることについては、報道機関を典型とする公的ないし社会的な機関による情報発信と、関係者ないし第三者による個人としての情報発信とで、学校として注意すべき点に著しい差異があるのが特徴である。これは、言うまでもなく、報道機関等と個人とで、説明を受ける目的が異なっているためであり、この両者は時として情報を交錯させたり混乱させたりする危険性を相互に持っていることが否定できないため、学校としての対処が困難となりかねない所以である。

報道機関の場合、学校に対する取材の目的としているものは、第1に発生した事実関係の把握、第2に原因の究明、特に学校の対応に問題があったか否か、そして第3に学校としての今後の対応についてである。これに対して、学校が報道機関への対応が十分でないとされる原因として、第1に、学校自身も事実関係が十分把握できていないこと、第2に、個々の教員や児童生徒が直接取材対象となることに対する教育上の効果を計りかねること、そして第3に、これら2つの理由から、学校

24 特に、当事者間で事実関係に争いがある場合、特に証拠等が存在しないまま、各当事者に対して争いのある事実関係を当該当事者に有利に解釈しつつ説明を行うことによって、全体として見た場合に事実関係の確認に曖昧さや矛盾が生じうることは、可能性としてありうるものと考えられる。

25 全ての当事者がこの申入を守ることがあるとすれば、それは、事実関係が一般に公開されることにより、各当事者が各々法律上の不利益等を受ける恐れがある場合であるが、このような状況において事実関係を事実上非公開とする対処を行うことは、学校が各当事者の受けるべき法律上の不利益に関する前提事実を談合により隠蔽したとの評価を別途受ける恐れがあるものであり、かえって深刻な事態が招来する恐れがあることに注意しなければならない。

としての対応が未だ決定できていないことが挙げられる。このような事情の交錯が、学校の対応が明確でないとの印象を与えてしまい、その結果として学校に批判的な報道がなされることも、珍しくないものと思われる。特に複数社が事実上競争状態で取材を行っている際、1社が把握し報道した情報を後から取り消すことはほとんど不可能であるため、一旦対応を誤った場合には、結果として取材や報道が激しくなり、事態の収拾がさらに困難となることに、十分注意しなければならない。以上の観点からすれば、少なくとも学校としての対応窓口は原則的に一本化し、迅速に対応を協議する中で必要な情報を報道機関に逐次提供していく体制を、平時から検討しておくことが望ましい²⁶。

これに対して、個人が個々のに発信する情報に対しては、そもそも学校がどこまで個別に対応をすべきか否か自体が、慎重な検討の対象となりうる。すなわち、報道機関以外の者による情報発信においては、当該情報発信者による独自の調査検討の結果として発信されているものはほとんどなく、大半のものは、報道機関による報道の一部を複製しているか、あるいは、当人ないし第三者による根拠のない憶測が記載されているか、いずれかであるためである。従って、学校がこのような個々の情報発信に対して直接応答した場合には、この応答自体が学校自身による新たな情報提供となってしまうため、これらの情報発信が収束するどころか、逆に情報発信量が劇的に増加する事態すら生じないではない²⁷。なお、これらの情報発信の中には、事実に反する摘示や、関係者の社会的評価を不当に低下させる内容、あるいは、学校の業務に支障を生じさせる恐れのある内容を含むことが珍しくないが、これらの場合であっても、学校が当該情報発信者に対して直接応答したり、当該情報発信が行われている電子掲示板等に直接情報を発信することは禁物であって、掲載されている情報が違法なものないしは学校の業務を不当に妨害する恐れのあるものであることを理由に、民事ないし刑事における提訴ないし告訴を前提として、当該掲示板の管理者に対して問題となる情報の削除を求め、場合により、当該情報を発信した発信者の情報提供を求めることに、留めておくことが適切である。

26 以上については、星野豊 & 教育と法研究会編『学校のための法律救急箱』（2010年、学事出版）158頁参照。

27 要するに、これらの個人による個々のな情報発信は、基盤となる情報がなければ比較的短期間で論拠を失って事実上収束し、その頃には新たな事件に対して多くの者の関心が移行していくことが通常であるところ、学校が別途情報を提供することが、いわゆる「燃料投下」となり、当該情報を基にしてさらなる無責任な憶測が量産される原因となるわけである。

（3）関係教員に対する処分

体罰が行われたことが事実確認の結果明らかとなった場合、当該行為が学校教育法に違反する行為であり、刑事及び民事の双方で訴追ないし提訴される可能性がある以上、学校としては体罰を行った教員に対して、学校として処分を行うことが、少なくとも社会的には必要となる状況に置かれる。この局面において問題となりうることとしては、まず、事実関係に争いがあった場合、当該教員の主張や意思に反して処分を下すことができるか、という法律上の問題が挙げられるが、これは、処分的前提となる事実関係が証拠によって第三者の検証に耐えられるか否かという、教員に対する処分一般に通ずる問題であるため、最終的には、教員が処分を不服として処分権者を相手取って訴訟を提起し、裁判所が前提となる事実関係を含めて、処分の適法性及び妥当性を判断することとなる。

むしろ、この局面での学校の対処における問題点としてより深刻であるのは、当該教員を処分することによる、学校全体に対する影響についてである。すなわち、当該教員は、確かに当該体罰については、それが事実とされる限り、処分を受けることを相当とするべき地位に置かれているわけであるが、その他の業務上の評価や当該体罰の対象となった生徒以外の者との関係を完全に無視して処分することが、果たして学校の対処として合理的と言えるか、という問題が生じうる。実際、全ての生徒に対して一律に体罰を与える教員は稀であり、一部の生徒がいわば集中的に体罰の対象となる状況の下では、体罰の対象とならない生徒ないし保護者と当該教員との間では、むしろ良好かつ強固な信頼関係が形成されている可能性が少なからずあるものと思われる²⁸。このような状況下で、体罰を行った教員に対して学校が処分を下そうとすると、体罰の対象とならなかった生徒ないし保護者が明示ないし黙示に処分の軽減ないし免除を求め、当該処分的前提となる体罰自体の「正当性」ないし「不可避性」を主張する事態が生ずることとなり、かつ、そのような生徒ないし保護者が学校全体として大多数を占めていたような場合には、学校としては、法律上の正義に依拠した厳正な対処を敢行すべきであるか、あるいは学校全体とし

28 特に、体罰の対象となる生徒がごく少数に限られていた場合、体罰の対象とならない大多数の生徒からすれば、体罰の対象となる生徒には、行動上何らかの原因があって教員が指導上やむを得ず体罰を行っているものとの認識が、一般に形成されている可能性が避けられない。このように、多数派と少数派とで立場が明らかに異なることを十分認識しないまま、不用意にアンケート調査等を実施してしまうと、多数派が少数派に対して圧力を加えている構造がそのままアンケート結果に反映することとなり、事態の解決をかえって困難とさせる恐れがあることに、十分注意しなければならない。

での運営管理上の信頼関係を維持することに務めるべきであるかという、極めて難しい判断を迫られることとなる²⁹。

もっとも、このような事態に対する理論上の回答は極めて簡単なものであり、例えば、法律上の観点からの回答としては、当該処分は当該体罰に対する関係でのみ行われるものであって、当該教員の全人格を評価対象として行われるものでないから、当該教員が体罰を現に行ったとの認定がある以上、それに対する処分は粛々と執行すべきであり、ただ、当該処分に日常の勤務状況や教員としての資質ないし能力を加味することが許されるのであれば、処分の軽減ないし免除を求める意見があることを情状として考慮すべきである、というものである。また、教育上の観点からの回答としては、各生徒ないし保護者に対して、自己との個々的な人的関係のみに基づいて教員の全人格の評価を確定することは理論上も実務上も誤りであり、体罰が学校教育上許容されないものであることが法的にも社会的にもほぼ確定した考え方である以上、当該教員が処分を受けることは、学校教育の適正な遂行上やむを得ないことないしは当然のことであり、むしろこの機会に、教員の資質ないし能力、あるいは学校における教員と生徒との信頼関係の本質ないし基盤となるものは何かを改めて考えることを指導教育すべきである、ということになる。

しかしながら、上記のような理論上の回答が、当該教員ないし体罰の対象とならなかった生徒ないし保護者に対してどこまで説得力を持っているかは、保障の限りでないと言わなければならない。実際、生徒は圧倒的多数の場合、自己を取り巻く現実の人間関係に基づき、指導教育を受けて成長していくわけであり、相手方との信頼関係は、自己と当該相手方との間で個別に形成されていくことが通常である。従って、相手方の評価を第三者が別の事実に基づいて行い、かつ、その評価が自己と相手方との間で形成されていた信頼関係を破壊しうるものであった場合、その後における他の者との現実的人間関係の中での信頼関係の形成が、必ずしも円滑に進まないことは、一般論として懸念されるべきことである。

以上のことからすれば、体罰を行った教員に対して処分を下すことが、法律上の正当性を確実に有すると思われる場合でも、当該教員との間で別に信頼関係を形成

29 特に、学校内で体罰が「横行」していたとして、学校全体が社会的非難の対象とされる事態にまで到達してしまった場合、学校内で多数派を構成している体罰の対象とならない生徒が、少数の体罰の対象となる生徒に対してどのような態度をとることとなるかは、多数派の生徒の「被害者意識」との関連まで考慮すれば、極めて慎重に対応する必要があることは明らかである。

していたであろう生徒ないし保護者に対する教育上の対処は、別途行う必要があるわけであり、前述した関係者及び第三者に対する事実関係その他の説明に際して、慎重な配慮が必要とされることが明らかである³⁰。

4 体罰に関する学校の責任の本質

本稿のこれまでの議論から徐々に明らかになってきたとおり、体罰が学校教育に対して及ぼす最も深刻な影響は、当該体罰事件の当事者間はもとより、広く当該体罰が行われた学校全体における生徒ないし保護者と教員ないし学校との間の基本的な信頼関係を、根底から破壊してしまいかねない点である。また、現実の局面では、体罰が行われた事実関係が明らかになることより、当該学校の関係者のみならず、場合によっては社会全体を含めた第三者が、正当なものも不当なものも含めて、あらゆる角度から論評を加えることにより、学校としての対処がさらに難しくなるという現象が、少なからず生ずるに到っている。

このように、体罰が学校教育の基本的性質としての関係者間の信頼関係を破壊する恐れがあるものであるとすれば、体罰が行われたことに関して学校がどのような目的を以て対処し、また、学校が何に対して責任を負うべきこととなるかについても、1つの回答を示すことができるように思われる。すなわち、体罰が行われたとの情報が得られた場合、学校が事実関係を確認し、関係者及び第三者に対して事実関係ないし事情を説明し、かつ、関係教員に対して処分を下すことは、ひとえに、学校関係者相互間あるいは学校と社会全体との信頼関係を、できる限り維持ないし回復するためであるからに外ならない。同様に、体罰が行われた場合における学校の対処に関する「責任」の本質的部分は、要するに、学校に関する基本的な信頼関係を破壊し、あるいは信頼関係を回復させることに失敗したことにあるものと考えて差し支えない。

もっとも、以上のように考えたとしても、具体的事件の発生時における学校の対処の具体的方針は、必ずしも一義的に定まるものではない。なぜなら、本稿での結論としての「信頼関係」という概念それ自体が、具体的な実態を持っているとは限

30 体罰に限らず、学校内で生ずる事故や事件全般についても、常に当事者でない多数の生徒ないし保護者が学校の対処に各々の立場から注目しているわけである以上、当事者相互間での和解的解決に達することや、法律上の基準に従った解決に達することが、学校の対処として常に最善であるか否かについては、改めて検討する必要があるように思われる。

らず、かつ、かかる関係の具体的内容は、個々の人的関係の状況によって、大きく左右されることとなるからである。ただ、いずれにせよ、本稿での議論で徐々に明らかになってきたとおり、体罰に対する学校の対処として、仮に法律上の観点からは「適法である」とされるものであっても、かかる対処が関係者相互間ないしは学校と社会全体との信頼関係を著しく損なう恐れがある場合には、少なくとも「適切でない」ものとして、より合理的な他の対処を検討することが必要であると思われる。他方、学校関係者の間で形成されている「信頼関係」は、各当事者の全人格によって総合的に形成されている場合が少なからずある以上、一旦かかる信頼関係が破壊された場合には、その回復の過程において、相当程度的人格の攻撃が相互に行われる恐れがあることが否定できず、この点からも、学校関係者による十二分の配慮が必要とされることが明らかである。

以上を要するに、体罰に対する学校としての対処が本領を発揮するのは、体罰によって破壊された信頼関係の回復ないしは再形成に到る局面ということができ、学校の対処としての全ての行動は、具体的な状況により具体的な結論が変化するものであるにせよ、本稿でこれまで述べてきた観点に照らして、慎重に検証を図りつつ行われるべきものであると考えられる。

（完）

（人文社会系准教授）